

新型コロナウイルス感染症2類相当から5類への移行に伴う 特殊勤務手当および特別休暇等の取り扱いに関する確認項目

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症について、5月8日から「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けを2類感染症相当から5類感染症に移行することを決定しました。これを踏まえ、国は新型コロナウイルス感染症にかかる特別休暇をはじめ、各種労働条件に関する各種通知を廃止することとなりました。地方においても、国と同様に見直し提案がされることが見込まれますが、引き続き職場における感染・まん延防止対策を行うことを求めるとともに、以下の項目について労使で確認をお願いします。

特殊勤務手当関係

1. 感染症法の位置付けが5類に移行することにより、5月8日以降の外来および入院の診療体制、介護体制がどのように変更する予定であるか、まず労使で確認すること。
2. 1. を踏まえ、5類移行後も、通常と異なる勤務対応が続くかどうか、労働環境に変化があるかを確認すること。また、これまでと同様に感染対策が継続されるなど、患者および被介護者等へ通常と異なる対応が継続する場合には、引き続き特殊勤務手当の支給の継続を求めること。

※診療報酬、病床確保料等の特例については別添参照

労働条件関係

5類移行後の取り扱いについて、下記の点を確認すること。

1. 職員に発熱等、風邪症状がみられる場合の出勤の取り扱いについて、まん延防止および労働安全衛生の観点から、出勤停止等の措置を求めること。また、出勤停止とする場合には、常勤、非常勤を問わず、職務専念義務免除あるいは有給の特別休暇を引き続き求めること。
2. 職員が感染した場合には、引き続き職務専念義務免除あるいは特別休暇とするよう求めること。
3. 職員の家族が感染し、看護が必要な場合については、特別休暇を求めることを基本とすること。また、特別休暇での対応が困難な場合には、子の看護休暇を家族看護休暇とするなど対象を拡大すること。なお、家族看護休暇は、対象者一人につき最低5日を求めること。
4. ワクチン接種については、個人の判断を尊重するとともに、常勤・非常勤を問わず、接種に必要な期間について、引き続き、職務専念義務免除あるいは特別休暇での対応を求めること。
5. ワクチン接種により副反応が生じた場合、必要な期間、職務専念義務免除あるいは特別休暇とするよう求めること。
6. 1、2、5について、病気休暇とせざるを得ない場合には、取得要件を明確にするるとともに、非常勤職員も有給の休暇とすること。

以上